

平成二十四年 第七回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年七月二十六日(木) 午後一時三分

二 閉会日時 平成二十四年七月二十六日(木) 午後二時十四分

三 会議開催の場所 教育研修センター 五階 大会議室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長
理事
教育次長
教育次長
浪岡教育事務所長
浪岡教育事務所長事務取扱
参事社会教育課長事務取扱
参事文化スポーツ振興課長事務取扱
総務課長

小野寺 晃
工藤 壽彦
金澤 保
成田 一三三
和田 比呂志
館田 一弥
加藤 文男
岸田 耕司

中央市民センター館長
文化財課長
市民図書館長
学務課長
学校給食課長
指導課長
浪岡教育事務所教育課長

今 牧 彦
吉 田 亘
田 中 子
山 谷 史
本 間 昭彦
伴 孝 文
鳴 海 雄 大

佐藤 秀樹
鎌田 慎也
西村 惠美子
石澤 千鶴子
月永 良彦

六 会議に付議された案件

(一) 議事

- 議案第二十七号 青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第二十八号 (仮称) 教育振興基本計画策定方針(案) について
- 議案第二十九号 青森市社会教育委員の設置について
- 議案第三十号 臨時に代理し処理した事項の承認について

(二) 報告

- (一) 三内中学校における器物損壊等事件について
- (二) (仮称) 青森市小牧野遺跡の保護に関する条例の骨子案について
- (三) 学校給食に係る放射性物質検査の実施について
- (四) 小・中学校におけるいじめ対策について

(三) その他

- (一) 筒井中学校屋内運動場改築工事の事故について

七 会議録署名委員

西村 恵美子
月永 良彦

八 会議の概要

午後一時三分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。
議案第三十号について、非公開の会議とすることを決定し、審議を行い、原案のとおり決定する。
議案二十七号及び議案第二十九号について審議を行い、原案のとおり決定する。
事務局から五件の報告をし、平成二十四年第八回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第三十号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

九 会議の状況

(一) 議 事

委員長

それでは議事に入ります。

議案第二十七号「青森市就学指導委員会の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第二十七号青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、御説明申し上げます。

青森市就学指導委員会は、就学予定者及び在学児童等のうち、障害のある者に係る教育において、検査等の結果を基に一人一人の障害の状態に応じた適切な教育について、さまざまな観点から総合的かつ慎重に協議し、望ましい就学の場合について審議していただくことを目的に設置する機関であり、年間で四回の就学指導委員会を開催し御意見をいただくこととしております。

この度の青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命につきましては、「青森市就学指導委員会に関する規則」を廃止し、六月二十七日付で青森市就学指導委員会条例」を制定したことに伴い、新たに選任する必要が生じたものであります。当該委員につきましては、青森市就学指導委員会条例の規定により、お手元に配付しております候補者名簿にありますように、教育学に関する専門的知識を有する者一名、医学に関する専門的知識を有する者六名、心理学に関する専門的知識を有する者一名、その他障害のある就学予定者及び在学児童等の就学に関する専門的知識を有する者十二名の合計二十名の方々を適任者と認め、御提案申し上げるものであります。

なお、委員の任期は平成二十四年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの二年間を予定しております。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

月永委員

就学指導委員の委嘱について、今年度からは方向が変わりまして、年二回のものが四回になりました。これは学校当局、教育委員会の我々の担当の課にとっても、非常に画期的な改定だと思います。発達障害、情緒障害の子供達が増えている状況にありますので、子供達がいっでも判断会議にかけてもらえるということは、保護者や子供にとって喜ばれると思われれます。委員のみなさんにはご苦労をかけますが、良い就学指導をできるようにお願いしたいと思います。

委員長

就学指導が速やかに行われるということと、適正な就学指導が行われるであるということでした。そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

私からですが、委員の任期についてですが、例えば進学、就学する学校や教職員の異動等の時の委員の任期はどうなるのでしょうか。

指導課長

委員の任期については、進学する学校等の校長及び今現在いる学校の校長を委員として推薦しているので、校長が変わってもその学校の校長が任期を務めるというように考えております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長

無いようですので、議案第二十七号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第二十八号「(仮称)教育振興基本計画策定方針(案)」について、事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第二十八号(仮称)教育振興基本計画策定方針(案)について、御説明申し上げます。
議案(仮称)教育振興基本計画策定方針(案)一ページをご覧ください。

まず、第一にございます策定の趣旨であります。本市においては、平成二十四年二月に「青森市新総合計画 前期基本計画」を策定し、教育委員会が主に担う基本政策として、第四章「歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち」を掲げ、取組を示したところでございます。教育委員会におきましても、基本政策とそれを実現する四つの政策の具現化を図るため、「青森市教育施策の方針」を定めたとところであります。今回、教育振興基本計画の策定につきましては、前期基本計画に掲げる政策・施策の具現化を図るため、策定しようとするものであります。

次に、第二計画の位置づけでございますが、

一つに、前期基本計画第四章の具現化を図る分野別計画として

二つに、「青森市教育施策の方針」の具現化を図る計画として、

三つに、教育基本法第十七条第二項の規定に基づき、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、位置づけて参りたいと考えております。

二ページをご覧ください。

次に、計画の概要でございますが、対象範囲につきましては、教育委員会が所管する施策や事業を基本とします。

教育委員会が所管する他の分野別計画との関係につきましては、「青森市子ども読書活動推進計画」及び現在策定している「(仮称)青森市スポーツ推進計画」の対象領域は、当該計画に委ねたいと考えております。

次に、第四計画期間でございますが、前期基本計画と整合性を計るためにも、平成二十五年度から平成二十七年までの三年間と考えております。

三ページをご覧ください。次に、第五策定スケジュールでございますが、本日の方針が決定されました後に、中央にございます教育委員及び事務局職員で組織する検討会議において、検討を進め、事業等の重点化及び目標設定の中核市との比較調査や保護者アンケートの実施、さらには、百人委員会やパブリックコメントの活用など、市民意見を取り入れながら、平成二十五年九月の策定を目指して参ります。

四ページをご覧ください。

最後に策定体制でございますが、次長以下の事務局職員で構成する検討部会において素案を作成し、検討会議において検討することとなりますが、この検討会議においては、学校関係者、PTA関係者を始め、各分野の方、計十名程度に御出席いただき、御意見を伺う機会も設けて参りたいと考えております。

なお、留意事項といたしまして、会議の結果等につきましては、青森市ホームページで公開するなど、市民の皆様にも広く情報提供するとともに、市議会に対しまして、適宜適切に報告を行って参りたいと考えております。

本計画の策定に当たっては、方針の決定をもって、検討に着手したいと考えておりますので、御審議くださるようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

特に歴史と文化を受け継ぐという点から西村委員から何かありませんでしょうか。

西村委員

特に無いです。

委員長

その他、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

無いようですので私からですが、策定スケジュールの中で関係機関から意見等というところが何箇所かありますが、説明いただいた関係機関の代表者をその都度十名程度招集して意見を聞くという形なのでしょうか。

総務課長

基本的に教育委員会の中で審議することになりますので、毎回ではなく必要に応じて来ていただいて意見を聞いて、また、教育委員の中で審議していただくということを今のところ想定しています。

委員長

その聞き取りの部分に該当する方に来ていただくということですね。わかりました。その他、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

無いようであれば、議案第二十八号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

それでは議案第二十九号「青森市社会教育委員の設置について」事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第二十九号社会教育委員の設置について、御説明申し上げます。

本議案は、社会教育活動・生涯学習活動の推進に向けて、推進体制の強化・充実を図るため、社会教育法に規定されている社会教育委員を設置しようとするものであります。

それでは、資料について具体的な内容をご説明させていただきます。

一ページをご覧ください。

「一、社会教育委員の役割」についてであります。社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するた
め、からを職務とするほか、「教育委員の会議に出席して意見を述べること」や「社会教育関係団体に助言・指
導を与えること」ができる、社会教育施策の推進を図る上で非常に重要な役割を担う者であります。

次に「二、社会教育委員にかかるこれまでの経緯」であります。が（一）の社会教育委員が廃止となった経緯につき
ましては、

一つには、平成十三年度の機構改革で、生涯学習施策のほとんどが教育委員会から市長部局に移管となったこと

一つには、「青森市行財政改革プログラム」における附属機関等の見直し方針に基づき、生涯学習推進委員会を存続
し、社会教育委員を廃止することが決定されたこと、
について記載しております。

（二）の社会教育委員の再設置を検討するに至った経緯については、その後、平成二十二年度に再び機構改革が行
われ、生涯学習施策及び生涯学習推進委員会が教育委員会に移管されたこと。また、同委員会の任期中の会議が終了
し、一つの区切りを迎えたことから、今後の推進体制のあり方を検討することとしたこと、について記載しておりま
す。

次に、「三、社会教育委員の必要性」であります。市では、新総合計画前期基本計画において、社会教育活動・生
涯学習活動の充実を掲げ、からの取組みを進めることとしておりますが、これらの実現に向けて、検討してい
かなければならない課題が様々ございます。

資料の二ページをご覧ください。

具体的には、「(仮称)教育振興基本計画に位置づけるべき具体方策」や「コミュニティ施設の再配置に関連する市民センターのあり方」などでありますが、これら課題の検討や具体的な取組みの推進に向けて、

「社会教育・生涯学習行政により積極的に関与できる体制」

「柔軟性と効率性を備えた検討体制」

を構築する観点から、推進体制の強化・充実を図ることが求められており、このことから、法的根拠をもって適切に対応できる社会教育委員を再設置する必要があるとしております。

再設置に当たっての基本的な枠組みにつきましては、「四、社会教育委員の設置・運営に関する基本スキーム(案)」に記載しておりますが、

一つには、委員の構成及び委員数につきましては、社会教育法第十五条に掲げる者で構成することとし、委員数十人以内としております。また、委員の任期につきましては、委嘱の日から二年間としております。さらに、委員の報酬につきましては、日額とし、「青森市特別職の職員の給与に関する条例」において定めることとしております。また、委員の選任方法につきましては、青森市民からの専任を原則とし、選考の公正性・透明性の確保の観点から、関係団体等からの推薦を基本にしながら、公募も実施することとしております。

社会教育委員の活動内容としては、

一つに、社会教育・生涯学習に関する諸計画の立案として、青森市新総合計画に掲げる施策の実現に向けた取組みや(仮称)教育振興基本計画に係る具体戦略等の検討を行うこと

二つに、会議開催による検討・審議として、定時・臨時に全体会議を開催し、教育委員会の諮問事項について検討し、答申をすることのほか、教育委員会の諮問によらない「建議」についても検討・審議すること

また、様々な課題等について、各委員が分担して効率的に検討できる体制を構築するため、「小委員会」や「専門部会」など一部の社会教育委員で編成した組織を設置できることとしております。

三つに、諸計画の立案や諮問事項の検討などを行うために必要な研究調査を行うこと

四つに、教育委員会の会議への出席について、教育委員会定例会において社会教育・生涯学習に関する案件がある場合など、必要に応じて教育委員会の会議に出席すること

五つに、青少年教育に関する人材や活動グループの育成の観点から、団体・消費者等に対して助言、指導を行うこととしております。

生涯学習推進委員会の取扱いについては、社会教育委員の再設置に当たりましては、行財政改革の観点から、社会教育委員と審議内容が類似する生涯学習推進委員会は、廃止することとしております。以上であります。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はいかがでしょうか。石澤委員から何かございませんか。

石澤委員

活動内容について、先ほどの議案第二十八号の（仮称）教育振興基本計画策定方針の中で関係機関からの意見聴取をする関係者と重複するのでしょうか。

総務課長

（仮称）教育振興基本計画の中の関係機関の代表者で社会教育に関係する者は一名予定しているが、この者と重複するかは今後の話になると思われます。今後の計画を策定するにあたり現段階では、社会教育に関する有識者を招いて意見を聞き、それ以降に社会教育委員が設置されますが、重複するかはわかりません。いずれにしても計画策定の中で社会教育委員の方にもお話を聞く機会を設けたいと思います。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

確認ですが、生涯学習推進委員会は存続しないのでしょうか。また、今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

教育部長

生涯学習推進委員会は一つの区切りがつきまして、審議内容が類似するというところで廃止することとしています。本日の定例会におきまして社会教育委員を設置することについて決定を頂ければ、八月の第八回の定例会で設置条例案及び予算案について御審議いただき、九月議事に条例案及び予算案を提出することとなります。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。私からですが、三ページにある全体会議と一部委員による会議とありますが、「小委員会」や「専門部会」はどのようなことを想定しているのか。もし、あればお聞かせください。

社会教育課長

現段階において個別研究的な課題に対応できるようなものと、それから全体会議において諮問を受けても専門的に深く掘り下げて検討するような課題については「小委員会」で検討を深めていくように想定しています。緊急的な課題については例え

ばプロジェクトチームなようなものを作って対応するように想定しています。

委員長 わかりました。その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

西村委員

質問ではないのですが、これまでの経緯を整理されて新たなスタートになるわけですが、大きくいつと総合計画の中に位置づけられていることを執行していくために必要な機関であるということを確認できました。ただし、委員長からもお話があったこと等が適切に行われていくことが望ましいと思われる中で、資料とを行うためには必要な調査研究というものが独自に行われるものなのか、あるいは何かの諮問に答える形になるのか、お聞かせいただければ私は大きく賛成して参りたいと思います。

社会教育課長

の研究調査に関しましては、諮問をした項目の中でも専門的に研究調査が必要な場合であれば、研究調査を行うことがあると思っています。また、建議についても自発的な社会教育委員の建議も想定しています。そういう意味では自発的な研究調査も想定しております。

委員長

私からも一つあるのですが、資料の中で社会教育関係団体、社会教育指導者等への助言、指導ということが期待されているとありますが、今現在、社会教育団体等は増えているのでしょうか。また、より振興していかなければならないのでしょうか。

社会教育課長

社会教育関係団体そのものの数は増えている状況ではないと思います。特に子供の数が減っているのです、例えば子ども会の傘下にある小さな会等は減っている状況でありますので指導・助言が必要だと考えています。

委員長

今の社会教育委員を復活させることで振興が必要ということですね。わかりました。それでは議案第二十九号について御意見、御質問がないようなので原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。今回の報告事項は五件となっております。

はじめに、「三内中学校における器物損壊事件について」事務局から報告をお願いいたします。

学務課長から説明

三内中学校における器物損壊等事件について御報告いたします。

去る七月六日金曜日午後七時頃から翌七日土曜日、午前九時三十分頃にかけて、三内中学校において、校舎の窓ガラスが割られるなどの事件がございました。

被害状況につきましては、校舎一回南側にあります特別支援学級の教室の窓ガラス八枚、同じ校舎の一階東側階段の窓ガラス一枚の計九枚の窓ガラスが割られております。周囲からは石等が見つかっていないことから、棒状のもの叩いて窓ガラスを割ったものと思われる。

また、校庭に設置してあるサッカーゴールが校庭中央方向に約十メートル引き出されて倒され、倒されたサッカーゴールのネットの上に側溝用の金属製の蓋が一つ置かれておりました。

当該事件につきましては、七月七日、三内中学校校長から青森警察署に被害届が提出されております。

この事件を受けまして、三内中学校では、青森警察署及び警備会社に対して夜間の巡回を依頼するとともに、保護者等に対しても情報提供をお願いしたところであり、地域全体による学校の保安強化に努めているところでございます。

事務局といたしましては、夜間等における同様の被害防止のため、生徒、保護者及び地域住民からの情報提供に加え、警察等の関係機関との連携を一層強化するなど、学校の保安強化に努めるよう各学校を指導したところであります。以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。これについて私からですが、警察に通報後の警察や学校からの情報等、現状はどのようになっているのでしょうか。

学務課長

警察からの情報では捜査はしているのですが、進展しているという情報は入っていません。学校側では校庭に侵入を防ぐためのチェーンをかけたり、進入しにくい環境作りに努めているということであります。

委員長

その他周辺の学校で類似の事件等がありますか。

学務課長

今のところ報告は受けておりません。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。ないようですので、次に(二)「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例の骨子案について」事務局から報告をお願いします。

文化財課長から説明

「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」の骨子案及び、わたしの意見提案制度の実施につきまして、ご報告申し上げます。

小牧野遺跡は、平成七年に史跡として国に指定され、現在は「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の一つとして、世界遺産登録に向けた作業が進められています。

現在、環状列石の保護や縄文時代の景観等を体感できる史跡公園として整備を実施しているところですが、世界遺産登録にあたっては、遺跡の周辺に効果的な保護を目的とした区域の設定も必要とされており、

このため、市の貴重な財産である小牧野遺跡の保護を目的に、新たに「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」を設定することで、遺跡の価値を損なうことなく将来の世代へと確実に引き継いでいきたいと考えております。

それでは、お手元にお配りいたしました「資料1」の骨子案に沿って、ご説明させていただきます。

一ページをご覧ください。

まず「前文」では、小牧野遺跡や周囲の自然環境などの重要性を述べ、この条例を制定する必要性を記載しております。続きまして、一の「目的」では、

- 一つに、遺跡の保護のため、遺跡の周辺区域を「重要な保護区域」として指定すること
 - 二つに、市及び市民等の責務を明らかにすること
- を明示し、遺跡及びその周辺区域の保護の推進を図り、もって市民の文化的向上に寄与することを掲げております。
- 二ページをご覧ください。
 - 二の「定義」では、この条例における「小牧野遺跡」及び「市民等の用語」について定義しております。
 - 三の「他の法令との関係」では、この条例と他の条例との関係を明らかにしております。なお、この条例において、新たに規制を設けることはせず、ここに記載しております他の条例等を活用して遺跡の保護を図っていくこととしております
 - 四の「重要な保護区域の指定」では、遺跡や自然環境を保護するための区域を、三ページの別図のとおり指定することを規定しております。
 - 五の「市の責務」では、遺跡の保護に関わる施策を掲げるとともに、この条例の運用にあたり、関係者の所有権その他財産権を尊重することを示しております。
 - 三ページをご覧ください。
 - 六の「市民等の責務」では、別図に示す区域の保護や、保護に関する本市の施策への協力について規定しております。
- 以上が条例の骨子案でございますが、この条例案に対し、多くの市民より御意見をいただくため、わたしの意見提案制度を実施することいたしました。
- 提案制度の実施期間は、八月十五日から九月十四日までの一ヶ月間とし、広報あおもり八月十五日号及びホームページに掲載するとともに、条例の骨子案や関係資料を市役所各庁舎や支所、市民センターなどで閲覧できるようにいたします。
- お寄せいただいた御意見・ご提案につきましては、そのらの内容を十分検証し、市の考えをまとめた上で、十一月に公表する予定としております。
- 条例制定までのスケジュールにつきましては、資料二に示しておりますが、本年十二月の第四回市議会定例会において御審議いただき、平成二十五年四月一日の施行を予定しております。
- また、世界遺産登録につきましては、平成二十七年の登録を目標として作業をすすめているところでございます。
- なお、三内丸山遺跡を含む他の遺跡につきましては、遺跡を所管する各自治体において、それぞれ作業が進められております。以上でございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

ただいまの説明の中に、世界遺産登録にあたっては遺跡の周辺に効果的な保護を目的とした区域の設定も必要とされているとおっしゃったと思いますが、具体的に教えていただけますか。

文化財課長

三ページの別図にあります斜線部分が小牧野遺跡になっていて、周りの実線部分が重要な保護区域になっています。保護区域はこの遺跡を守るための緩衝地帯でありまして、現在、この地帯の法律的な縛りは都市計画法調整区域や農業振興地域等、厳しい法令があるので、家を建てる等は困難になっていますのでこの区域を定めていきたいと考えています。

委員長

その他に、御質問や御意見ございませんでしょうか。

西村委員

条例を策定することによって、この推薦書を提出することに影響があるのでしょうか。また、他の市町村等の条例の策定はあるのでしょうか。

文化財課長

まず、他の市町村の進捗状況についてですが、例えば県や八戸市については十二月中に管理の保護計画を策定する予定となっているので、青森市より遅れている作業になっています。世界遺産登録にあたっての必須条件として保護計画を作成ことになります、それに基づいたもの、例えば法律や習慣的な手法等によって定めることとなっているので、習慣的な手法が条例にあたるものだと考えております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。次に(三)「学校給食に係る放射性物質検査の実施について」事務局から報告をお願いします。

学校給食課長から説明

学校給食に係る放射性物質検査の実施について御報告申し上げます。

学校給食に係る放射線検査機器の設置につきましては、六月二十六日開催の教育委員会定例会で、本市への設置が決定したことを御報告申し上げているところですが、この度、放射性物質検査の実施内容がまとまりましたので、ご説明申し上げます。

御手元の資料をご覧ください。

検査機器の設置につきましては、七月二十七日に設置する予定となっております。検査の開始日については八月二十三日から実施することとし、検査場所は、中学校給食センターとなっております。検査概要といたしまして、検査機器は、NaIシンチレーションスペクトロメーター一台で検査を行います。検査方法については、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準じた簡易検査とし、検査核種については、セシウム134、セシウム137、測定下限値はキログラム当たり25ベクレル以下、検査担当者については、中学校給食センター及び学校給食課職員が検査をいたします。検査対象は、原則として、前日納品された副食に使用する食材の中から、産地や使用量及び頻度等を勘案し、必要性の高い品目を選定し、一日あたり数検体を測定する予定でございます。検査結果につきましては、速やかに市のホームページで公表すること、また、青森県教育庁スポーツ健康課長に報告し、県のホームページにおいても公表することとしております。

検査結果への対応については、検査の結果、放射性セシウムの値が食品衛生法で定める、一般食品の基準値の二分の一以上が検出された場合は、その食材を給食には使用しないこととし、検査結果を公表するとともに、検査結果は県に報告し、その指示に従い、県において再検査いたします。再検査の測定結果につきましても、市のホームページで公表する予定であります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員

検査機器に関してですが、この検査機器は機能的なものでいうと一般的なものでしょうか。また、検査担当者が「及び」となっていますが常時この体制なのか、そのうちのどちらかなのかをお尋ねします。

学校給食課長

NaIシンチレーションスペクトロメーターという機械のNaIはヨウ素化ナトリウムの元素記号でして、ヨウ素化ナトリウムを検出・分析する機械であります。この機械は簡易な機械の中では比較的高感度の機械になっております。また、検査する職員ですが、中学校給食センター及び学校給食課職員と説明させていただきましたが、主に中学校給食センターの職員が行うこととなりますが、仕事の関係でできない場合は学校給食課の職員も操作方法の研修を受けることになっておりますので、その場合には学校給食課職員が検査を担当いたします。

委員長

私からですが、この検査機器で一回につき固体の検査に要する時間や、一日に数検体を検査に要する時間的な流れを教えてください。

学校給食課長

検査については、当面は食材を午後の早い時間に持ってきてもらい検査を行うというように考えています。一検体あたり、測るのに約十分で、食材を刻んだり、機械を設置する等の準備を含めて約三十分はかかるのではと考えております。午後の時間帯に一検体あたり約三十分でできる範囲内の検査をしたいと考えております。

委員長

三十分かけて測定した後に、次の検体を検査するための時間も必要なのででしょうか。

学校給食課長

検体を刻んで測定し、その後に洗浄して測定するというので全体で約三十分だと考えております。

西村委員

産地や使用量、頻度を勘案することや検査をすること、必要性が高いかどうかということセンターで行うことが全部一体になっているというのは問題ないのでしょうか。

学校給食課長

各センターのおかずに使う食材の中で、各センターや単独校で一番多く使われるものを献立を見ながら選出して検査していくと考えております。

西村委員

基準を定める形で行われると理解してよろしいでしょうか。

学校給食課長

はい。

委員長

その他、御意見、御質問等はございませんでしょうか。では次に(四)「小・中学校におけるいじめ対策について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

小・中学校におけるいじめ対策について御報告します。

昨年十月、滋賀県の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、この生徒がいじめにあっていた事実が確

認められたことにつきまして、事務局といたしましても、深刻に受け止めているところでございます。

事務局におきましては、これまで、「いじめは、決して許されないことであり、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであること」との認識のもと、定期的にいじめに関する実態把握に努め、解決に向けた万全の対策を期すよう各学校を指導してきたところでございます。

このような中、事務局におきましては、滋賀県の事件を受け、七月上旬、全ての小・中学校に対して、平成二十四年度に認知したいじめの件数と現状

いじめの実態把握のために学校が行った取組

平成二十三年度に認知し、今年度も継続して指導を行っている事案の状況

いじめ問題の解決に向けた対策

について緊急に報告を求めたところでございます。

つきましては、青森市の小・中学校における、いじめの概要、実態把握のための取組、及び対策について御報告いたします。

配布資料をご覧ください。

平成二十三年度におけるいじめの認知件数は、小学校が二十三件、中学校が百三件のなっております。この内、小学校で十二件、中学校で百一件が年度内に解消しており、解消率につきましては、小学校が九十六％、中学校が九十八％となっております。

なお、解消に至らなかった小学校一件、中学校二件につきましては、教員による面談やスクールカウンセラーによる教育相談等により、解消に向け、今年度も継続的対応に努めているところであります。

平成二十四年度における、いじめの認知件数につきましては、七月六日現在、小学校が六十一件、中学校が七十八件となっております。この内、小学校で四十二件、中学校で三十六件が解消しており、解消率につきましては、小学校が六十九％、中学校が四十六％となっております。

また、いじめの主な態様といたしましては、

冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

仲間はずれ、集団による無視をされる

等となっております。

次に、いじめの実態把握のための取組につきましては、全ての小・中学校において、定期的に「アンケート調査」や「個人

面談」を実施しているところであり、これに加えて毎日提出される「生活ノート」等を活用することで、いじめの早期発見に努めているところでございます。

また、いじめ問題解決のための対策につきましては、

いじめは絶対に許されない行為であるということを見守り一人一人に対して繰り返し指導する。

各学校や児童生徒の実態に応じて複数の調査方法を活用し、定期的に実態把握に努める。

学級担任一人に任せることなく、学校内において、校長のリーダーシップの下、教員で組織されるいじめ対策委員会等を組織し、学校全体で対応する。

休み時間等における校内の巡回や教師間の情報交換を計画的に実施する。

学校のみで解決することに固執することなく、関係機関と連携する。

などの取組を行っているところであります。

事務局といたしましては、八月二日に臨時校長会議を開催し、改めて、いじめ問題への対応を指示するとともに、指導主事を全ての小・中学校に派遣し、各学校における「いじめ問題への取組状況」を確認し、児童生徒がいじめ等の悩みや不安について、いつでも相談できる体制をつくるとともに、全教職員により児童生徒の変化を的確にとらえ、スクールカウンセラーの配置を含め、迅速かつ適切に対応するよう指導・助言して参ります。以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御質問、御意見ございませんでしょうか

西村委員

新聞等でも様々な報道がございますが、私はある社会現象の縮図として考えるものですから、学校だけではなく、このテーマで地域やPTAの皆さんで話し合いをしていただきたいと思います。また、文科省からの支援等はあるのでしょうか。あるのだしたらその関わりについて本市はどうなっているのでしょうか。

指導課長

地域や保護者を交えての取組については、青森市内の小・中学校は各学校に健全育成会議というものを組織していて、その中で意見交換を年一回以上は設けております。学期に一回設けているところも多くございます。その中でいじめについて地域と共に考えていくように指導したいとも考えています。さらに保護者集会等に関してもその中で取り上げるように校長会を通じてお願いしていきたいと思えます。文科省について文部科学大臣よりいじめについての指導の徹底という談話が、市内の全ての小・中学校に送られました。今の段階でははっきりしていませんが、緊急に各学校に調査を入れるということが伝わって

おりますが文書としてまだ入っておりません。入った場合には青森市では七月上旬に一度調査をしていますが、改めてまた調査をするように考えています。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

石澤委員

件数については、平成二十三年度の一年間で小学校の認知件数が二十三件、平成二十四年度は三月余りで認知件数が小学校で六十一件、中学校で七十八件ということで平成二十三年度の一年間に近づく件数ですが、平成二十三年度は他にもなかつたかと疑問に思うのですがどうでしょうか。

指導課長

平成二十三年度につきましては、毎学期末に報告される生徒指導の状況報告書の数字を全部カウントしたものであります。平成二十四年度が多いということですが、大津市の問題が取り上げられている中、子供達が敏感に反応していることも考えられます。特に小学校低学年におきまして「悪口を言われた」「あだ名で呼ばれた」等についても手を挙げていたということですが、また、中学校に関しては、冷やかしゃからかい、悪口、あだ名等が行われているというものと、一度は解決したものをまた違う子がそのようなことを行っているということがカウントされているので、今のような数字になっていると思います。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

今、大津市の問題を皮切りに日本全国の人がいじめの問題に沸騰し、マスコミ等で大きく取り上げられている状況でございます。私も教師でしたので、いじめの問題を実際に経験した子供達を目の前にして対応したり、またそのことで悩んだりという過去があり、非常に心を痛めている状況です。せっかくこの問題が話題になっているので、過去から続いている、このいじめの問題について教育委員としてどのように考えていくのか皆さんで話し合うのはどうでしょうか。

委員長

ただいま月永委員から提案がありましたように、この場で少し意見交換してみたいと思います。鎌田委員どうでしょうか。

鎌田委員

昔もこういじめはあったと思うのですが、最近陰湿化してきている印象を受けています。いじめられた方も精神的にダメージが大きいと思われれます。また、大人の社会でもあり、社会情勢というか何かに吐き口をぶつける場として子供も大人

もやっているように感じます。これに対して直接解決策もなかなかないのではと思います。出てきた現象を厳しく糾弾する等
しかないのではと考えます。

委員長

その他どうでしょうか。

西村委員

報道等を見ているとどうしてそのようになるのか疑問が湧いてきます。報道のあり方等、本当に実態を伝えているのか、いわゆる二次情報でしか私たちはいたっていないのではと考えます。当事者になることはできないが、いじめの加害者である子供たちも、被害者であるということも考えられると思います。そこに至るまでの生きてきた環境の中で、学校や社会、家庭等で「大人達のゆとりのなさ」が子供達に影響していると思います。例えば学校で先生たちが一人一人に目を向けているはずだということが目を向けられていないということがあるだろうし、家庭において親が子供のことを知っている、子供のことを知っているということが、実は親が仕事から帰ってきたら寝てしまっただけで、いわゆる家庭の機能はどのようなかということを考える根が深い問題であると思われれます。いろんな角度からこの問題を話題にして、自分たち一人一人がどうしていけばいいかこの機会に考えていけたらと考えます。今、子供の権利条例の策定の期間でもあるので、それも含め大きく話題にしていきたいと思えます。

委員長

配布資料の中でいじめの態様で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」とありますが、一件しかないのですが、実際は小・中学校もメールのやりとりがかなり進んでいるので、表に出していないものがまだまだあるだろうと思います。子供たちを囲んでいる環境そのものに対して我々大人達が、注意深く見ていかなければいけないと考えます。そういう意味でもこれから教育委員の中でも、意見交換をしていきたいと思えます。また、配布資料のいじめの態様でその他とありますが、具体的にあれば教えてください。

指導課長

その他の中身ですが「にらむ、笑っている、ばかにしている、あとをつける」等、口に出さずに相手が感じ取るようなものもありました。

月永委員

現実にこのような問題が起きた時、一番悲しいのは周りで見ている人たちが何も言えない、言わないということだと思います。それを言ったことによって自分が被害者になるということがあります。このことについて教師も子供達に言ってほしいと言っても

勇気を持って言う子供がなかなかいないという辛い現実があると思います。実際はそうであればいけないですし、そうでなければ解決も早いと思います。教師間でも、ちょっとした冷やかしからいに對して「そのくらいは」と思うところもあり、あまり問題にしないが、今の問題を見てみると、些細なことからいじめがスタートしてしまい、孤立し、最悪の場合は自殺という道を選んでしまうということで、やはり我々大人が「言ってきたいいんだよ」というような態度を子供達にもっと示していかなければいけないという責任があると思います。

石澤委員

いじめの態様について、学校側で被害者の子に對して、例えば「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」や「金品をたかられる」といった状態の子に對して、どのような保護をしたり、対象の子にはどのような指導をしているのか全般的なことも含め教えてください。

指導課長

まずは事実を確認するということがあると思います。いじめられた子には学校側がしっかり守るといふ態度を見せて、子供が安心して通えるような環境づくりをすること、また、いろいろな相談ができるような環境づくりとして、学級担任以外にもスクールカウンセラーや保健室の先生とやりとりできるような、子供が安心して話せるような人を見つけて対応させるようにしたいと思います。また、保護者を呼んで事実関係を説明して、当然最後には謝罪ということも含めながら、今後起こらないようにしたいと伝えたいと思います。いじめた方の対応として、例えば、良い所を取り上げて認めてあげる形で進めていきたいと思います。

西澤委員

ありがとございました。私の感想ですが、いじめられる方もいじめられる方もどちらも根本的に悪くないと思います。やはり、それは社会の縮図のような気がしていて、最近ではPTAの集まりでも子供と同様な関係ができるというようなものを感じます。大人が大人になりきるといふ意味でも社会教育というのが大きく関係してくると思いますので、社会教育委員の設置についても併せて期待したいと思います。

委員長

その他、御意見ございませんでしょうか。今後も教育委員で意見交換していくことでよろしく申し上げます。

(二) その他

委員長

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

総務課長

私から七月二十四日に発生しました筒井中学校屋内運動場改築工事中の事故について御報告申し上げます。

筒井中学校屋内運動場につきましては十二月末までの完成を目指し、現在改築工事を行っているところでありますが、七月二十四日、火曜日、午後六時十分頃、二階床のコンクリート打設工事において、コンクリートポンプ車の作業が終了した後、ポンプ車を清掃していた圧送オペレーターの方が、生コンクリートを投入するホッパーに巻き込まれ、死亡するという事故がありました。

事故の発生原因につきましては、現在、警察、労働基準監督署による調査中であり、詳しい内容については、今後の調査結果により判明するものと考えております。

工事請負業者である倉橋建設株式会社では、工事における安全管理・安全作業に関し、市の指導の下、事前に安全衛生管理計画を立て、危険予知活動等により事故の防止に努めておりましたが、今回の事故を受け、なお一層の安全管理・安全作業の徹底及び再発防止について市から速やかに指導を行っております。

この工事により亡くなられた沼山様に対して、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

委員長

痛ましいことであります。ご冥福をお祈り申し上げます。それでは他に事務局からなにかございますか。特になければ、次回定例会の日程について協議をしたいと思えます。事務局からお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、八月十六日木曜日、午後三時から、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思えます。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がございませんので、今回は、八月十六日、木曜日、開催場所は教育研修センター四階第二研修室といたします。

それでは、先ほど議案第三十号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第一項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

(別冊 非公開の会議参照)

平成二十四年七月二十六日開催の平成二十四年第七回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年九月十九日

書 記 金子 健

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年九月二十七日

署名委員 西村 恵美子

署名委員 月 永 良彦